

財形年金預金規定

(2020年4月1日現在)



1. (預入れの方法等)

- (1)この預金は勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2)この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3)この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4)この預金について、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1)支払開始日は、最終預入日の3か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の2か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前5年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2)前条による預金は、預入日の1か月以上6年未満に到来する特定日を満期日とする1口の財形専用定期預金として預入します。
- (3)特定日において、特定日が満期日となる預金の元利金の合計額をとりまとめ、特定日の5年後の応当日を満期日とする1口の財形専用定期預金に自動的に継続します。なお、特定日における継続処理は、年金元金計算日以後は行いません。
- (4)継続された預金についても前項と同様とします。
- (5)この財形専用定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1)この預金は、年金元金計算日に次の処理をし、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての財形専用定期預金を年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金の合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から2か月ごとの応当日を満期日とする30口の財形専用定期預金(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。
 - ②年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の財形専用定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
 - ③定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2)定期預金(継続口)は、満期日に前(1)に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が30回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3)この財形専用定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって6か月複利の方法で計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入られる金額についてはその預入日(すでに預入られている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日の前日までの期間について預入日(継続をしたときはその継続日)現在の預入期間別利率によって計算します。ただし、預入日(継続をしたときはその継続日)の1か月後の応当日前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率によって計算します。預入日(継続をしたときはその継続日)の6か月後の応当日後に解約する場合の利息は、6か月複利の方法で計算します。
- (3)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (4)この預金が、勤労者財産形成貯蓄制度の適用外になったと当行がみなした場合は、当行所定の利率に変更します。

5. (預金の解約)

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2)やむを得ない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。
- (3)前項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当

行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、原則、退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前条と同様の手続をとってください。

8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限りです。また、変更により総支払回数が31回未満となる場合には、変更することはできません。

11. (届出事項の変更・契約の証の再発行等)

- (1)この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3)この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4)当行にお持ちの口座の通帳、証書、契約の証、各種カードを再発行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数料をいただきます。
- (5)預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗取された契約の証による払戻し等)

(1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②契約の証の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡・質入れの禁止)

(1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当行所定の書式により行います。

15. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払が完了した場合、または、この口座の預金残高がなくなり2年以上経過した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算

実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第4項各号のいずれにも該当しない場合に開設および利用をすることができ、第5条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りするものとします。

18. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上